

# 市民協働推進指針の概要

## はじめに

### 【策定の背景】

本市をめぐる状況の変化（地方分権の進展に伴う自治体の取り組み，市民のまちづくりへの参加意識の高まり）などに的確に対応するには，行政だけではなく市民との協働が必要

### 【指針の位置づけ】

市民協働に取り組んでいくために，市民と市がお互いに共有する「指針」として策定したものと位置付け

### 【目指すもの（目標）】

「私たちは，この指針のもとで，すべての市民や市が，共にまちづくりについて考え，共に行動することで，幸せと豊かさ，安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指します。」

## 現在のまちづくり

### 1 現在のまちづくりにおける協力・連携

市民と市や，市民同士での連携・協力の動きの芽生え（情報の共有の状況，市政への参加・参画の状況，地域団体・NPOの活動の状況）

### 2 市民や市が協力してまちづくりを行う必要性

- ・市民一人ひとりの声を反映したまちづくりの推進
- ・市民同士，市民と市の連携・協力の必要性

### 3 市民や市が協力してまちづくりを行っていくための課題

- ・情報をさらに共有できる仕組みづくり
- ・一層参加・参画しやすい仕組みづくり
- ・市職員の意識改革と組織体制の充実
- ・まちづくりに関する意識醸成，担い手づくり
- ・市民活動がしやすい環境づくり
- ・協働・連携を評価する仕組みづくり

## 新しいまちづくりへの転換

## 新しいまちづくりに向けて

### 1 市民協働によるまちづくりとは（定義）

【市民とは】 宇都宮市に住んでいる人や，通勤・通学している人，地域団体，NPO，企業など，宇都宮市のまちづくりに関わるすべての人や団体

【まちづくりとは】 このまちに関わる人たちが，自分たちのまちがどういうまちであつたらよいかということを考え，より暮らしやすい空間や社会，制度をつくっていくために行う全ての行動

【市民協働とは】 私たちのまちについての共通の目標を実現するために，私たちが対等の立場に立って，相互の信頼と合意のもと，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を發揮しあいながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取り組んでいくこと

### 2 基本的な考え方

#### （1）市民協働を行う上での4つの約束ごと（基本原則）

市民協働を推進していくための原則

- ・相互理解の原則
- ・自立性・自律性の原則
- ・評価の原則
- ・公開の原則

#### （2）まちづくりにおける私たちそれぞれの役割（役割分担）

【市民にできること・やるべきこと（市民の役割）】

- ・市民にできるサービスの提供
- ・豊かな生活感覚に基づいたまちづくり
- ・市民活動を通じたまちづくり など

【市にできること・やるべきこと（市の役割）】

- ・まちづくりを円滑に進めるための仕組みづくり
- ・市民が行うまちづくりへの協力，支援，参加
- ・市がやるべきサービスの提供 など

## 「基本的な考え方」を踏まえた展開

## 市民協働の進め方

### 1 市民協働を進める上での方針

お互いの情報を共有します

- ・情報を提供する機会や手段の充実

情報が適切に公開される仕組みづくり

意識醸成や担い手づくり，組織の改革を行います

市民協働を担う人材の育成

- ・職員の意識改革

参加，参画しやすい事業，活動を行います

- ・「パブリックコメント・ワークショップ」などの積極的な活用

参加・参画していくための新たな仕組みづくり

市民が活動しやすい環境をつくります

地域のことは地域で解決できるまちづくり

- ・活動拠点や，市民活動の窓口の充実

協働事業の評価，公開に努めます

評価の仕組みづくり

### 2 市民協働の手順

市民協働の段階と手順

（前提）情報の共有

まちづくりの課題の発見

課題への取組と仲間探し

課題解決に向けた提案と合意

協働による課題への取組と課題解決

から 行ったことの評価，公開

## おわりに

- ・市民協働のまちづくりを進めていくためには，自らの権利や義務に基づいて行動していくことも重要
- ・より一層の協働の推進を目指し，モデル事業の活用などの積極的な取組が必要
- ・市民協働をまちづくりの原則として，より強固に位置付けていくため，今後自治基本条例などを策定する折にはその中でも位置付けていく必要がある
- ・市民協働のまちづくりを進め，地域自治へのステップとするために私たちが共有する指針として策定